

B 景観形成基準措置状況説明書

粹なまち神楽坂地区		開発行為		
届出対象規模	開発区域の面積>1, 000m ²			
景 観 形 成 基 準				
○開発区域内に、歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、それらを活かした計画とする。				
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄				
○大幅な地形の改変を避けるとともに、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。				
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄				
○擁壁や法面は、緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。				
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄				